

○大雪消防組合個人情報保護条例

〔平成18年12月27日〕
〔条例第4号〕

改正 平成26年4月1日条例第4号 平成28年3月28日条例第2号

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 実施機関における個人情報の取扱い（第5条－第10条）
- 第3章 開示及び訂正等（第11条－第20条）
- 第4章 審査請求（第21条）
- 第5章 個人情報の取扱い（第22条・第23条）
- 第6章 雑則（第24条－第27条）
- 第7章 罰則（第28条）
- 第8章 委任（第29条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、大雪消防組合（以下「組合」という。）の保有する個人情報の開示、訂正及び削除を求める権利を明らかにするとともに、個人情報の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人の基本的人権を守ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 実施機関 管理者、議会及び監査委員をいう。
- （2） 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであり、文書、図画、写真、フィルム、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）及びその他これに類するものに記録されるもの又は記録されたものをいう。
- （3） 事業者 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。
- （4） 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、情報（大雪消防組合情報公開条例（平成18年大雪消防組合条例第 号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2号に規定する情報をいう。）に記録されているものに限る。
- （5） 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

第3編 行政一般（大雪消防組合個人情報保護条例）

イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、個人情報を保護するための重要な事項を決定するときは、大雪消防組合行政不服審査会条例（平成28年大雪消防組合条例第2号）第2条に規定する大雪消防組合行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、その意見を尊重し、行うものとする。

（職員の責務）

第4条 個人情報の処理に従事している職員又は従事していた職員は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第2章 実施機関における個人情報の取扱い

（収集の制限）

第5条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で収集しなければならない。

2 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報を収集してはならない。ただし、法令若しくは条例に定めがあるとき、又は実施機関が正当な行政執行のために必要があると認めるときは、この限りでない。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、当該個人（以下「本人」という。）から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 本人（本人が未成年者又は成年被後見人の場合にあつては、法定代理人）の同意があるとき。
- (2) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。
- (3) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急やむを得ない理由があるとき。
- (4) 出版、報道等により公にされているとき。
- (5) 第7条第1項第5号の規定に基づき他の実施機関から提供を受けるとき。
- (6) 所在不明、心神喪失等の事由により本人から収集することができない場合であつて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、公益上必要があると実施機関が認めるとき。

4 実施機関は、前項第7号の規定により認定するときは、当該認定についてあらかじめ審査会の意見を聴かななければならない。

5 実施機関は、個人情報を本人以外のものから収集したときは、規則（管理者の定める規則をいう。以下同じ。）で定める場合を除き、本人にその旨を通知しなければならない。

（個人情報取扱事務の届出）

第6条 実施機関は、個人情報を取扱う事務を開始しようとするときは、次の各号に掲げる事項を管理者に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 個人情報を取扱う事務の名称
- (2) 個人情報を取扱う事務の目的

- (3) 個人情報の対象者
- (4) 個人情報の内容
- (5) 個人情報の収集方法
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の個人情報を取扱う事務を廃止したときは、その旨を管理者に届け出なければならない。

（利用及び提供の制限）

第7条 実施機関は、個人情報を取扱う事務の目的を超えた保有個人情報の利用又は当該実施機関以外のものへの提供（以下「目的外利用等」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急やむを得ない理由があるとき。
- (4) 出版、報道等により公にされているとき。
- (5) 同一の実施機関内で利用し、又は他の実施機関に提供する場合で、保有個人情報を利用し、又は提供することが当該実施機関の所掌事務の遂行に必要かつ不可欠のものであり、かつ、当該利用若しくは提供によって本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、公益上必要があると実施機関が認めるとき。

2 実施機関は、前項第6号の規定による認定をするときは、当該認定について、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。

3 実施機関は、実施機関以外のものに保有個人情報を提供する場合においては、提供を受けるものに対して、当該保有個人情報の使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

4 実施機関は、目的外利用等をしたときは、規則で定める場合を除き、本人にその旨を通知しなければならない。

（オンライン結合による提供の制限）

第8条 実施機関は、オンライン結合（実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合し、実施機関が保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方法をいう。）による個人情報の外部提供を行ってはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、法令等に特別の定めがある場合又は個人情報について必要な保護措置が講じられている場合で、あらかじめ審査会の意見を聴いて、必要かつ適切と認めるときは、オンライン結合をすることができる。

3 前項の規定に基づきオンライン結合による個人情報の外部提供をした場合において、実施機関は、個人情報の漏えい若しくは不適正な利用又はそのおそれがあると認めるときは、審査会の意見を聴いて、オンライン結合の停止等必要な措置を講じることができる。ただし、緊急やむを得ないと認めるときは、必要な措置を講じた後、速やかにその内容を審査会に報告しなければならない。

（維持管理）

第9条 実施機関は、次の各号に掲げる措置を講ずることにより、個人情報を適正に管理しなければならない。

- (1) 個人情報を正確かつ最新のものとする事。
- (2) 個人情報の改ざん、破損、滅失、漏えいその他の事故を防止すること。
- (3) 必要でなくなった個人情報を速やかに廃棄し、又は消去すること。

（委託事務）

第10条 実施機関は、個人情報を取扱う事務を委託しようとするときは、委託に関する契約書に個人情報の漏えい等の防止に関する事項、契約に違反したときの契約解除及び損害賠償に関する事項等を明記するものとし、その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 実施機関から個人情報を取扱う事務の委託を受けたもの（以下「受託者」という。）は、当該受託した事務の範囲で、個人情報の保護について実施機関と同様の義務を負うものとする。
- 3 受託者及びその受託した事務に従事している者は、その事務に関して知り得た個人情報の内容のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第3章 開示及び訂正等

（保有個人情報の開示を請求できる者）

第11条 自己に係る保有個人情報（以下「自己情報」という。）を実施機関に保有されている者は、実施機関に対し、自己情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定により開示請求をすることができる。

（開示請求の手続）

第12条 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した開示請求書を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 開示請求に係る保有個人情報の内容
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

- 2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、自己が当該公開請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

（開示請求に対する決定等）

第13条 実施機関は、前条の請求書を受理したときは、受理した日の翌日から起算して14日以内に、当該開示請求に係る保有個人情報を開示する旨又は開示しない旨の決定をしなければならない。

- 2 実施機関は、前項の決定をしたときは開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、速やかに当該決定の内容を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に同項の決定をすることが

第3編 行政一般（大雪消防組合個人情報保護条例）

できないときは、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は開示請求者に延長の理由及び決定をすることができる時期を速やかに書面により通知しなければならない。

- 4 実施機関は、第1項の規定により保有個人情報を開示しない旨の決定（第16条の規定による保有個人情報の部分開示による決定を含む。以下この項において同じ。）をしたときは、その理由を第2項の書面に付記しなければならない。この場合において開示しない旨の決定をした保有個人情報が、期間の経過により開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を付記するものとする。

（開示の実施）

第14条 実施機関は、前条第1項の規定により保有個人情報を開示する旨の決定をしたときは速やかに開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- 2 保有個人情報の開示は、実施機関が前条第2項の規定による通知の際に指定する日時及び場所において行うものとする。

- 3 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報の閲覧、又は写しの交付等により行うものとする。

ただし電磁的記録の開示は、当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付により行う。

- 4 実施機関は、保有個人情報の開示をすることにより当該保有個人情報を汚損し、又は破損するおそれがあるときその他相当の理由があるときは、当該保有個人情報を複製したものにより開示をすることができる。

（開示しないことができる保有個人情報）

第15条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該保有個人情報を開示しないことができる。

- (1) 法令等の規定により開示することができないとされているもの
- (2) 個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関するものであって、本人に開示することが適当でないと認められるもの
- (3) 開示することにより、実施機関の公正又は適正な執行を妨げるおそれのあるもの

（部分開示）

第16条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に前条各号のいずれかに該当する部分がある場合において、その部分を容易に、かつ、請求の趣旨を損なうことなく分離できるときは、その部分を除いて、当該保有個人情報を開示しなければならない。

（保有個人情報の訂正等を請求できる者）

第17条 実施機関が保有する自己情報に誤りがあると認める者は、実施機関に対し、当該自己情報の訂正を請求することができる。

- 2 実施機関が第5条第1項から第3項までの規定による制限を越えて自己情報を収集したと認める者は、実施機関に対し、当該自己情報の収集の中止又は削除を請求することができる。

- 3 実施機関が第7条第1項ただし書きの規定によらないで自己情報の目的外利用等をしていると認める者は、実施機関に対し、当該目的外利用等の中止を請求することができる。

- 4 第11条第2項の規定は、前各項の規定による自己情報の訂正、収集の中止、削除又は目

第3編 行政一般（大雪消防組合個人情報保護条例）

的外利用等の中止（以下「訂正等」という。）について準用する。

（訂正等の請求の手續）

第18条 訂正等の請求をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- （1） 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）
- （2） 訂正等の請求に係る保有個人情報の内容
- （3） 訂正等の内容
- （4） 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 第12条第2項の規定は、訂正等の請求について準用する。

（訂正等の請求に対する決定等）

第19条 実施機関は、前条の請求を受理したときは、受理した日の翌日から起算して21日以内に、当該訂正等の請求に係る保有個人情報の訂正等をする旨又は訂正等をしない旨の決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により訂正等をする旨の決定をしたときは、当該請求に係る保有個人情報の訂正等をし、訂正等の請求をした者（以下「訂正等請求者」という。）に対し、速やかにその旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により訂正等をしない旨の決定をしたときは、訂正等請求者に対し、速やかにその旨及び理由を書面により通知しなければならない。

4 第13条第3項の規定は、訂正等の請求に対する決定等について準用する。

（費用の負担）

第20条 この条例の規定による保有個人情報の開示又は訂正等に係る手数料は、無料とする。

2 この条例の規定により保有個人情報の写し等の交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担するものとする。

3 実施機関は、特別の事情がある場合において、必要があると認めるときは、前項の費用を減額し、又は免除することができる。

第4章 審査請求

（救済手續）

第21条 実施機関は、第13条第1項及び第19条第1項の決定について行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求があつた場合は、当該審査請求が不適法であるとき、又は審査請求の請求を許容するときを除き、審査会に諮問し、その答申を尊重して、速やかに当該審査請求に係る裁決を行わなければならない。

第5章 個人情報の取扱い

（町民の責務）

第22条 組合を組織する美瑛町、東川町、東神楽町、当麻町、比布町及び愛別町の町民（以下「町民」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する組合の施策に協力するとともに、他人の個人情報の取扱いに当つては、当該他人の権利及び利益を侵害することのないよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第3編 行政一般（大雪消防組合個人情報保護条例）

第23条 事業者は、その事業の実施に当って個人情報を取扱うときは、基本的人権を尊重して個人情報の保護の重要性を認識するとともに、個人情報の保護に関する組合の施策に協力しなければならない。

第6章 雑則

（苦情の処理）

第24条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情の申し出があったときは、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない。

（他の法令等との調整）

第25条 この条例は、法令等の規定により開示又は訂正等の手続きが定められている保有個人情報については、適用しない。

2 この条例は、図書館その他これに類する施設において、町民の利用に供することを目的として管理している個人情報については適用しない。

（個人情報の目録等の作成）

第26条 実施機関は、保有個人情報の目録等を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

（運用状況の公表）

第27条 管理者は、毎年1回、この条例の運用状況について公表するものとする。

第7章 罰則

（罰則）

第28条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第10条第2項に規定する受託事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

3 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

4 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

第8章 委任

（施行規定）

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で別に定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日条例第4号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日条例第2号）

この条例は、法の施行の日から施行する。 (～450)